第四期長野市障害福祉計画について

保健福祉部 障害福祉課

1 計画策定の趣旨

平成 18 年度から施行された障害者自立支援法(現障害者総合支援法)に基づき、3年ごとに「長野市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス等の見込量の設定を行い、サービスの計画的かつ安定的な提供に向けてサービス提供体制の一層の充実を図るため、市町村ごとに策定が義務付けられた計画である。

平成 18 年度~平成 20 年度 → 第一期障害福祉計画

平成 21 年度~平成 23 年度 → 第二期障害福祉計画

平成 24 年度~平成 26 年度 → 第三期障害福祉計画

◎平成 27 年度~平成 29 年度 → 第四期障害福祉計画

2 計画の性格

国の基本指針及び第三期計画の実績等に基づき、平成 27 年度~平成 29 年度 (第四期)における障害福祉サービス、地域生活支援事業の種類ごとにサービスの 見込量を算出する。

3 計画の概要

- (1) 目標値の設定(成果目標)
 - ア 施設入所者の地域生活への移行者数
 - イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行者数
 - ウ 地域生活支援拠点の整備
 - エ 福祉施設から一般就労への移行者数
- (2) サービス見込量の設定(活動指標)

障害福祉サービス

- ア 訪問系サービス
- イ 日中活動系サービス
- ウ 施設系サービス
- 工 相談支援

地域生活支援事業

- ア 必須事業
- イ 任意事業
- (3) サービスの充実のために

定期的な実績の把握、分析・評価、必要に応じた計画の見直し及び公表

4 第四期計画策定時における主なポイント ~ 国の基本指針(案)から ~

(1) 計画作成プロセスに関する事項

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等(PDCAサイクルの導入)の記述の追加

- (2) 成果目標に関する事項
 - ア 福祉施設から地域生活への移行促進(継続)
 - ・基準時点を平成25年度末時点に変更
 - イ 精神科病院から地域生活への移行促進(成果目標の変更)
 - ・平成 29 年度末における入院後3ヶ月及び1年時点の退院率の上昇並びに 在院期間1年以上の長期在院者の減少について、上位都道府県数値をベース に新たな目標を設定
 - ウ 地域生活支援拠点等の整備(新規)
 - ・障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、 平成 29 年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1つの拠点を整備
 - エ 就労施設等福祉施設から一般就労への移行促進(整理・拡充)
 - ・直近の状況等を踏まえて平成29年度末における成果目標を設定
- (3) その他の見直し
 - ア 障害児支援体制の整備(新規)
 - ・障害児支援に関する基本的考え方の記載
 - ・地域における児童数の推移などを踏まえ、児童福祉法に定める支援類型及び 障害児相談支援の利用数等を活動指標とした見込みとする
 - ・障害児支援の基盤整備の推進
 - イ 計画相談の連携強化、研修、虐待防止等
 - ・計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援体制の更なる体制の整備と 協議会における関係者の有機的な連携
 - ・職員等に対する研修による支援の質の向上
 - ・虐待防止等のための必要な体制の整備

5 策定体制について

